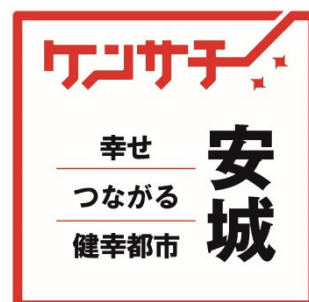


第7章

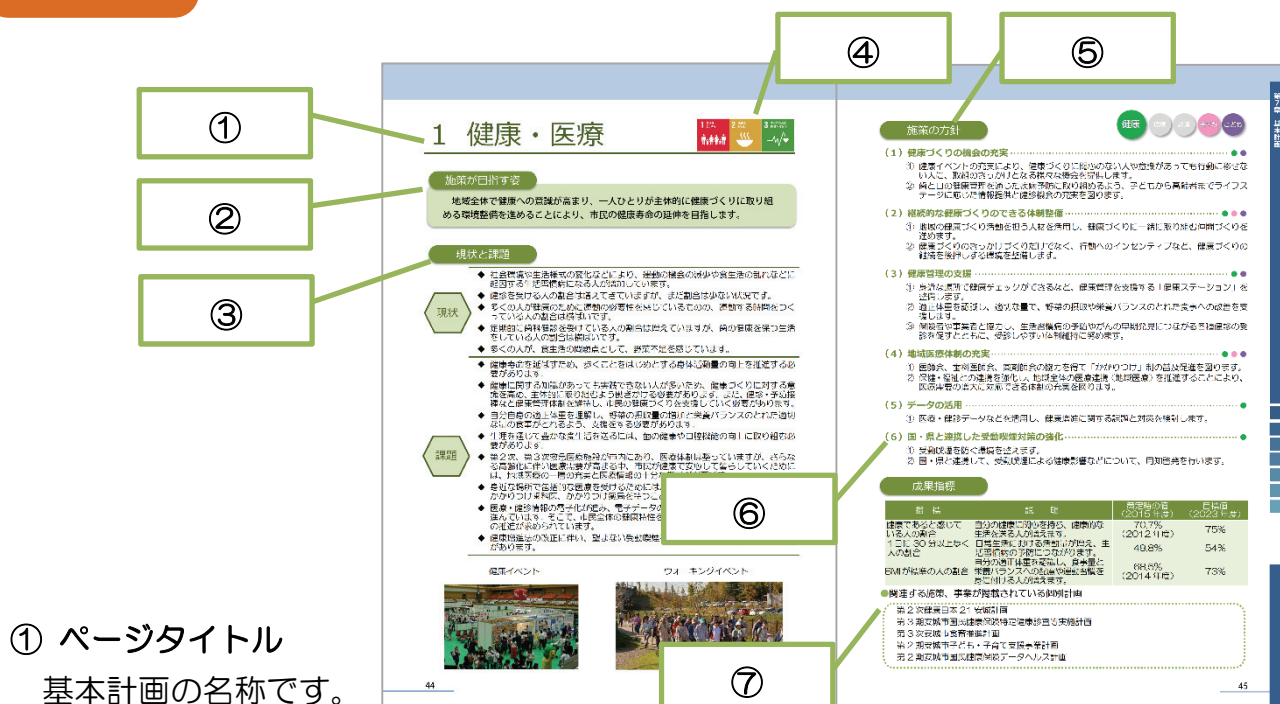
基本計画



第1節 基本計画の体系

分野 (目指すまちの姿)		項目 (施策)	掲載されている ページ番号
健康	生涯にわたり心身ともに 健康にすごせるまち	1 健康・医療	44
		2 スポーツ	46
環境	くらしの質を高める 持続可能なまち	3 環境	48
		4 都市基盤(住環境)	50
		5 生活安全	52
		6 都市基盤(交通)	54
経済	地域の魅力、 潤いと活力あふれるまち	7 農業	56
		8 商工業	58
		9 観光	60
		10 都市基盤(市街地)	62
きずな	人々が優しくつながり、 支え合う安全安心なまち	11 防災・減災	64
		12 地域福祉	66
		13 社会保障	68
		14 生涯学習	70
		15 文化・芸術	72
		16 参加と協働	74
こども	子どもたちを 社会で豊かに育むまち	17 子育て	76
		18 学校教育	78

第2節 基本計画の見方



1 健康・医療



施策が目指す姿

地域全体で健康への意識が高まり、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進めることにより、市民の健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

現状

- ◆ 社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や食生活の乱れなどに起因する生活習慣病になる人が増加しています。
- ◆ 健診を受ける人の割合は増えてきていますが、まだ割合は少ない状況です。
- ◆ 多くの人が健康のために運動の必要性を感じているものの、運動する時間をつくっている人の割合は横ばいです。
- ◆ 定期的に歯科健診を受けている人の割合は増えていますが、歯の健康を保つ生活をしている人の割合は横ばいです。
- ◆ 多くの人が、食生活の問題点として、野菜不足を感じています。

課題

- ◆ 健康寿命を延ばすため、歩くことをはじめとする身体活動量の向上を推進する必要があります。
- ◆ 健康に関する知識があっても実践できない人が多いため、健康づくりに対する意識を高め、主体的に取り組むよう働きかける必要があります。また、健診・予防接種など健康管理体制を維持し、市民の健康づくりを支援していく必要があります。
- ◆ 自分自身の適正体重を理解し、野菜の摂取量の増加と栄養バランスのとれた適切な量の食事がとれるよう、支援をする必要があります。
- ◆ 生涯を通じて豊かな食生活を送るには、歯の健康や口腔機能の向上に取り組む必要があります。
- ◆ 第2次、第3次救急医療施設が市内にあり、医療体制は整っていますが、さらなる高齢化に伴い医療需要が高まる中、市民が健康で安心して暮らしていくためには、地域医療の一層の充実と医療情報の十分な提供が必要です。
- ◆ 身近な場所で包括的な医療を受けるためには、市民一人ひとりがかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことが求められています。
- ◆ 医療・健診情報の電子化が進み、電子データの蓄積・活用が可能なインフラ整備が進んでいます。そこで、市民全体の健康特性を把握し、効果的・効率的な保健事業の推進が求められています。
- ◆ 健康増進法の改正に伴い、望まない受動喫煙を防止するための取組を進める必要があります。

健康イベント



ウォーキングイベント



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 健康づくりの機会の充実

- ① 健康イベントの充実により、健康づくりに関心のない人や意識があっても行動に移せない人に、取組のきっかけとなる様々な機会を提供します。
- ② 歯と口の健康管理を通じた疾病予防に取り組めるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた情報提供と健診機会の充実を図ります。

(2) 継続的な健康づくりのできる体制整備

- ① 地域の健康づくり活動を担う人材を活用し、健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりを進めます。
- ② 健康づくりのきっかけづくりだけでなく、行動へのインセンティブなど、健康づくりの継続を後押しする環境を整備します。

(3) 健康管理の支援

- ① 身近な場所で健康チェックができるなど、健康管理を支援する「健康ステーション」を整備します。
- ② 適正体重を認識し、適切な量で、野菜の摂取や栄養バランスのとれた食事への改善を支援します。
- ③ 保険者や事業者と協力し、生活習慣病の予防やがんの早期発見につながる各種健診の受診を促すとともに、受診しやすい体制維持に努めます。

(4) 地域医療体制の充実

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て「かかりつけ」制の普及促進を図ります。
- ② 保健・福祉との連携を強化し、地域全体の医療連携（地域医療）を推進することにより、医療需要の増大に対応できる体制の充実を図ります。

(5) データの活用

- ① 医療・健診データなどを活用し、健康増進に関する課題と対策を検討します。

(6) 国・県と連携した受動喫煙対策の強化

- ① 受動喫煙を防ぐ環境を整えます。
- ② 国・県と連携して、受動喫煙による健康影響などについて、周知啓発を行います。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
健康であると感じている人の割合	自分の健康に関心を持ち、健康的な生活を送る人が増えます。	70.7% (2012 年度)	75%
1日に30分以上歩く人の割合	日常生活における活動量が増え、生活習慣病の予防につながります。	49.8%	54%
BMIが標準の人の割合	自分の適正体重を認識し、食事量と栄養バランスへの配慮や運動習慣を身に付ける人が増えます。	68.5% (2014 年度)	73%

● 関連する施策、事業が掲載されている個別計画

第2次健康日本21 安城計画
 第3期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画
 第3次安城市食育推進計画
 第2期安城市子ども・子育て支援事業計画
 第2期安城市国民健康保険データヘルス計画

2 スポーツ



施策が目指す姿

「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わることができる環境の充実を図り、スポーツを通じて健康で活力あるくらしができるまちを目指します。

現状と課題

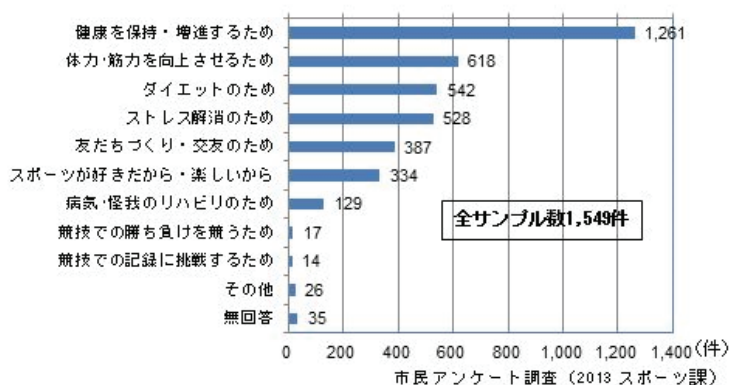
現状

- ◆ スポーツを行う目的として、「健康を保持・増進するため」が最も多く、気軽に一人でもできるスポーツに人気があります。
- ◆ スポーツを行いたい場所は、「身近な場所」や「市内の公共施設」が多くなっています。
- ◆ スポーツ指導者の資格保有の割合は低い状況です。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体の認知度は低い状況となっています。
- ◆ スポーツボランティアの実施率は、全国平均と比べて低くなっています。
- ◆ 市内には、トップリーグで活躍する地元企業のクラブチームがあります。
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、スポーツマインドの高揚が予想されます。

課題

- ◆ 「健康づくり」に着目するとともに、誰でも簡単にできるスポーツを広めることが必要です。
- ◆ 身近な場所で気軽に安心してスポーツができるよう、施設の充実と適切な管理が必要です。
- ◆ スポーツ指導者の資質向上のための取組が必要です。
- ◆ 多様なニーズに応えるため、各種スポーツ団体との連携と育成支援が必要です。
- ◆ 地元企業クラブチームとの連携により、スポーツ指導機会の充実とともに、その一流のプレイを見られる機会の充実が必要です。
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピックの開催気運を生かした取組により、スポーツに対する興味や関心を高める機会としなければなりません。

スポーツを行う目的



カナダ女子ソフトボール代表チーム



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興…………… ● ● ●

- ① 健康の増進とスポーツを始めるきっかけづくりのため、重点施策としてラジオ体操の普及を図ります。
- ② 誰もが、年齢や性別、体力などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を充実するとともに、全国大会などでの活躍の機会が増えるよう競技力の向上に努めます。
- ③ スポーツをみる楽しさを感じ、さらにスポーツをするきっかけにつながるよう、関心の高い競技やトップレベルの試合が観戦できる機会の充実を図ります。
- ④ 優れたスポーツ指導者の養成により、安全に楽しく、質の高いスポーツの指導が行われることで、子どもの健全な成長や夢の実現を図ります。
- ⑤ スポーツ推進委員、ボランティア及び協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。

(2) スポーツ施設環境の整備…………… ●

- ① 市民ニーズや利用状況などにより、市体育館などの既存施設の改修やランニング・サイクリングができる環境整備などの新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めます。

(3) スポーツ団体の育成・支援…………… ●

- ① ホームチームサポーター事業を実施し、企業とのスポーツ連携を強化していきます。
- ② スポーツ団体の認知度向上のための情報提供をはじめとした活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に努めます。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興…………… ●

- ① 東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、より高みを目指す子どもたちや選手を支援していくことや、見るスポーツの観戦機会のさらなる充実のため、国際・全国大会などを開催することで市民スポーツの興味・関心を高め、スポーツによる地域活力の向上に努めます。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	スポーツをする習慣が身につきます。	45.1%	52%
市主催スポーツ事業参加者数 (単年度)	参加を通じて各々の立場に応じてスポーツに親しみ関わるようになります。	87,672 人 (2014 年度)	115,000 人
市スポーツ施設利用者数 (単年度)	様々なレベルの市民が気軽に安心してスポーツに取り組む環境が整備されています。	1,137,343 人 (2014 年度)	1,500,000 人

● 関連する施策、事業が掲載されている個別計画

第 2 次安城市スポーツ振興計画

3 環境



施策が目指す姿

市民一人ひとりが、低炭素化・自然との共生・資源循環など環境に対する高い意識を学びや協働を通じて育むとともに、それぞれの立場で環境配慮行動に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、人と自然が共生する良好な環境が持続的に発展する社会を目指します。

現状と課題

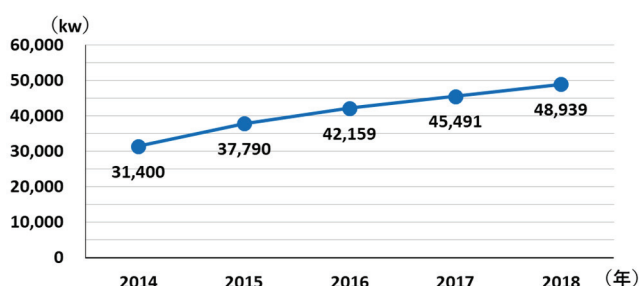
現状

- ◆ 平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、日本社会におけるエネルギー供給体制の脆弱さが浮き彫りになっています。
- ◆ 地球温暖化対策、生物多様性、資源循環など環境全般に対する市民の関心は高くなっています。
- ◆ 令和元年（2019 年）5 月 24 日の「食品ロス削減推進法」の成立や世界的な廃プラスチック問題など、ごみ排出抑制に向けた取組の必要性が高まっています。

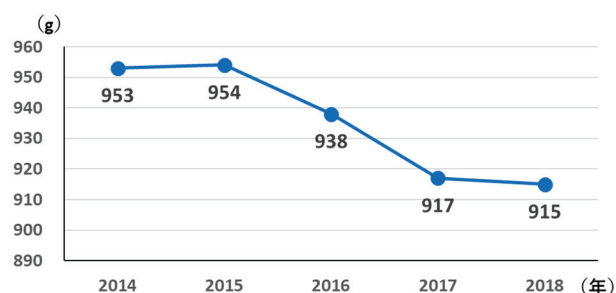
課題

- ◆ 温室効果ガスの排出量が少なく、災害時のエネルギーの自給に資する自立・分散型エネルギー社会の構築が求められます。
- ◆ 持続可能な社会を実現するためには、エネルギーを「創る・蓄える・省く」観点から、それらを効率的に利活用する「創蓄省エネルギー」に関する取組を推進することが必要です。
- ◆ 環境負荷を低減する化石燃料に依存しない低炭素な交通社会の実現が求められます。
- ◆ 豊かな自然や農地が減少しており、生態系への影響が懸念されます。
- ◆ ごみ減量の自主的な取組の中心的組織である町内会及びNPO法人や市民団体などとのさらなる連携が必要です。
- ◆ 市民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、環境負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる仕組みづくりが必要です。

固定価格買取制度における
市内の再生可能エネルギー発電容量



1 人 1 日あたりのごみ排出量



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 低炭素社会の実現

- ① 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めることにより、地域におけるエネルギーの効率的な利用を促進し、温室効果ガスの削減を図ります。
- ② 次世代自動車（FCV(燃料電池自動車)や、EV(電気自動車)、PHV(プラグインハイブリッド自動車)など）の普及を促進します。

(2) 自然と共生する良好な生活環境の確保

- ① 生活型公害の防止、安全・安心な生活環境の向上及び緑あふれる美しい都市景観づくりを通して快適な暮らしの実現を目指します。
- ② 生物多様性の保全、水辺環境の保全など、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(3) 資源循環とごみ減量の推進

- ① 「もったいない」の心を育み、ごみを出さない暮らしとともに、ごみを資源としてリサイクルする循環型社会の実現を目指します。
- ② 明治用水をはじめ水資源の重要性について意識の向上を図り、水循環の保全を推進します。

(4) 環境学習及び環境配慮行動の促進と支援

- ① 次代につなぐ人づくりのため、環境学習機会の提供、環境意識啓発、情報発信などを推進します。
- ② 市民団体などとの環境協働事業を推進するとともに、柿田公園管理事務所「エコきち」における講座などを通して、多様な主体による環境活動の実践を支援します。
- ③ 市民や事業者がそれぞれの立場で環境を意識したごみ減量の取組を実施できるような働きかけを図ります。

成果指標

指 標	説 明	見直し時の値 (2018 年度)	目標値 (2023 年度)
固定価格買取制度における市内の再生可能エネルギー発電容量 (kw)	太陽光発電などの再生可能エネルギー発電量が増えることにより、エネルギーの地産地消の普及が進みます。	48,939kW	66,000kW
1人1日あたりのごみ排出量 (g)	「ごみ」として出さない循環型社会の実現を目指すことにより、ごみの排出量が減少します。	915g	890g

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

安城市環境基本計画

安城市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

4 都市基盤（住環境）



施策が目指す姿

市民に愛される公園整備を通じ、自然と人がふれあうまちづくりを目指します。
良好な水環境による安全で快適な暮らしの実現を目指します。
暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

現状と課題

現状

- ◆ 時代の流れや地域ニーズに合わなくなった公園が増加してきています。
- ◆ 市民生活に欠かせない安全安心な水道水の安定供給を行っています。
- ◆ 衛生的で快適な生活環境をつくるため、計画的に下水道の整備を行っています。
- ◆ 老朽化している市営住宅の計画的な改修を行っています。

課題

- ◆ 緑地の保全及び緑化の推進により、温室効果ガスの排出量を抑制することが求められています。
- ◆ 子育て世代や高齢者世代など、地域の利用者の特性やニーズに応じた公園のリニューアルが必要です。
- ◆ 集落内の狭い道路は、車の通行や災害時に避難通路として使用できるかなど、多くの問題があります。
- ◆ 良好な都市景観を保全、維持するため継続して計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- ◆ 老朽化した水道施設が増加しており、適切な更新が必要です。
- ◆ 下水道などの整備により、生活環境の改善が図られていますが、さらなる普及促進と適正な維持管理が必要です。
- ◆ 市街化の進展に伴う不浸透面の増加により、水循環への影響が危惧されます。
- ◆ 市営住宅の老朽化と高齢社会の進行に対応するため、バリアフリー化を進めるとともに、供給住戸タイプの見直しが必要です。
- ◆ 適切な管理が行われていない空き家などについて、適切な管理や有効活用の促進、所有者への指導などによる是正が必要です。

エコタウン桜井



大西公園（住吉町）



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 人がふれあうまちの形成

- ① 油ヶ淵水辺公園からデンパークの散策ルートの整備など、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ② 公園施設の長寿命化を行うとともに、地域の特性やニーズに応じた公園のリニューアルを行います。
- ③ 身近な公園が不足している地域に公園を整備します。
- ④ 公共施設への植栽や民有地の緑化などまちを彩る緑の増加に努めます。
- ⑤ 安心して通行できる歩行空間の整備を進めます。
- ⑥ 狭い生活道路を広げて安全で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ⑦ まちづくりのルール化や新たな地域のコミュニケーションの醸成を推進、啓発し調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成の実現を図ります。
- ⑧ 子育てファミリーや高齢者世代が安心して生き生きと暮らし、社会で活躍できるよう、多世代住宅の建築や取得にかかる費用の一部を補助します。

(2) 良好な水環境の実現

- ① 老朽化した浄配水場や水道管の更新を行い、良質な水の安定供給を図ります。
- ② 計画的な下水道の整備及び維持管理とともに、合併処理浄化槽の普及促進により、汚水の適正処理に努めます。
- ③ 雨水浸透施設の普及を促進し、良好な水循環を図ります。
- ④ 良質な水を持続的に供給できるよう、矢作川水系の恩恵を受けるため、上下流・自治体の枠を超え、矢作川水源の森の保全に努めます。

(3) 市営住宅の更新

- ① 老朽化の著しい市営住宅の建替えを行います。既存住宅においては、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を推進します。

(4) 空き家等対策の実施

- ① 空き家などの適切な管理、除却及び活用を促進し、衛生面、防犯面、防災面の安全性及び景観の向上を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
住環境に対する満足度	市をはじめとする様々な主体の取組に対する総合的な評価が向上します。	32%	40%
公園の更新数 (累計)	公園のリニューアルや施設の長寿命化により公園利用者が拡大します。	—	長寿命化 29 箇所 リニューアル 7 箇所
適切に管理されていない戸建住宅の空き家件数 (累計)	空き家の適正管理が進み、市民が安心して暮らすことができる環境づくりに寄与することができます。	82 件 (2014 年度)	80 件

● 関連する施策、事業が掲載されている個別計画

安城市緑の基本計画 第三次安城市都市計画マスタープラン

安城市低炭素まちづくり計画 安城市污水適正処理構想

安城市公共下水道基本計画 安城市生活排水対策推進計画 安城市新水道ビジョン

5 生活安全



施策が目指す姿

市民・行政が一体となり、犯罪や交通事故の発生件数を減少するための取組をし、安全で安心なまちづくりを目指します。

消費者トラブルからの早期救済・未然防止を図り、安心な消費生活の実現を目指します。

現状と課題

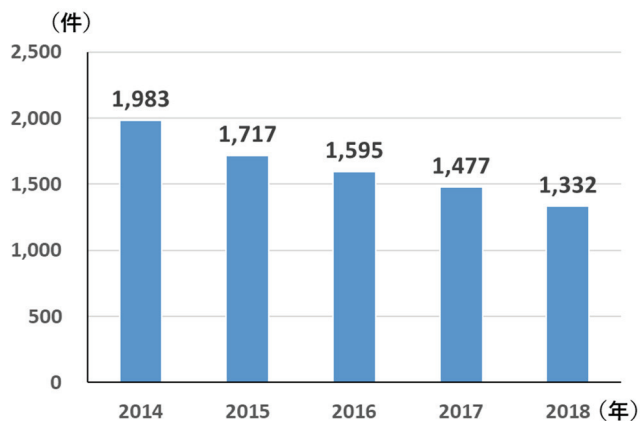
現状

- ◆ 犯罪や交通事故の発生件数は減少傾向にあります。
- ◆ 近年、悪質商法や特殊詐欺、食品偽装問題などのトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。

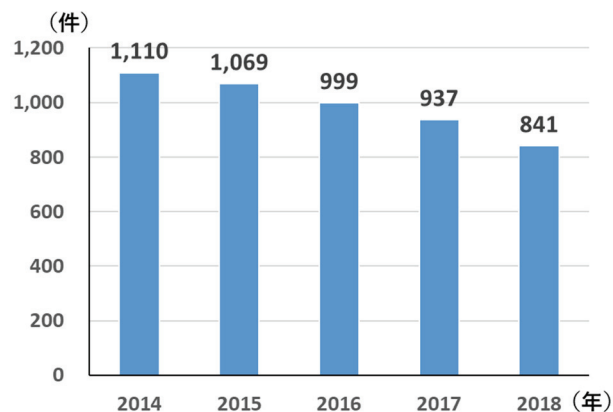
課題

- ◆ 犯罪や交通事故の撲滅に向け、自主防犯パトロール隊や交通安全リーダーなどの地域の人的資源を生かす必要があります。
- ◆ 交差点での事故が多発していることから、右折帯の設置などの対策が必要です。
- ◆ 児童生徒の安全確保を図るため、通学路の交通安全対策が求められています。
- ◆ 特殊詐欺や悪質商法をはじめとする生活経済事件や、サイバー犯罪など新しいタイプの犯罪に対する不安が高まっています。
- ◆ 消費者被害が後を絶たない状況を踏まえ、市民の安全を守るため、消費者生活相談ができる体制を整える必要があります。

安城市の犯罪発生件数



安城市の人身事故発生件数



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 暮らしの安全対策の推進

- ① 地域や学校や職場で時代に合った各種防犯教室・交通安全教室などを開催します。
- ② 地域主導による自主防犯パトロール隊の結成及び運営を支援します。
- ③ LED 防犯灯を増設します。また、防犯カメラの設置を支援します。

(2) 交通安全対策の実施

- ① 交差点特殊舗装、灯火点滅鉤の設置や段差の少ない歩道の整備を推進します。
- ② 安城市通学路交通安全プログラムの取組方針に基づき、通学路の整備を行います。
- ③ 生活道路の安全対策としてゾーン 30 などの交通規制の周知を図ります。

(3) 消費生活相談の強化

- ① 消費生活トラブルの未然防止と消費生活センターの認知度向上のための啓発強化を図るとともに、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化の状況に応じて、消費生活センターのより効果的・効率的な運営を検討します。

LED 防犯灯



夜間パトロール



成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
犯罪発生件数 (単年)	警察・町内会・防犯団体と市が連携した防犯活動の取組は、犯罪を減少させ安全で安心なまちづくりにつながります。	1,717 件	1,540 件
人身事故発生件数 (単年)	ソフト・ハード両面での交通安全対策を推進することによって、交通事故が減少します。	1,069 件	960 件
消費生活における問題を相談できる体制が整っていると思う人の割合	消費生活に関するトラブルや不安を解消するための相談体制の強化・充実が図られます。	14.5%	50%

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

第 10 次安城市交通安全計画
安城市通学路交通安全プログラム

6 都市基盤（交通）



施策が目指す姿

市民の移動手段として健康的で環境にやさしい鉄道、バス、自転車などの様々な有機的なネットワークの形成を目指します。

渋滞がなく、円滑な移動に必要な道路網の充実を目指します。

現状と課題

現状

- ◆ 本市の道路は、国道 1 号や国道 23 号など、市域を横断する東西の交通が中心となっています。
- ◆ 鉄道やバスなどの運行により、公共交通のネットワーク化が図られています。
- ◆ 令和 9 年（2027 年）にはリニア中央新幹線が開業予定となっています。

課題

- ◆ 幹線となる南北道路の整備が、急務となっています。
- ◆ 道路網の整備や交差点の改良による、交通渋滞の緩和、交通安全対策、生活道路への通過車両の流入制限が求められています。
- ◆ 交通政策基本法に基づき、老年人口の増加に対応した交通システムの構築が必要となります。
- ◆ 低炭素社会の実現に向けて、駅周辺を核としたコンパクトシティ型都市構造を生かすために公共交通、自転車の利用促進が必要です。
- ◆ 主要な駅を利用しやすい空間にする必要があります。
- ◆ 自転車走行空間の整備は、国の自転車活用推進計画において、整備促進が求められています。
- ◆ 道路や橋梁などの社会基盤の老朽化に対応する必要があります。
- ◆ リニア開業後の交通体系の変化に向けて柔軟な対応が必要となります。

新幹線三河安城駅



あんくるバス



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 幹線道路の整備促進

- ① 南北道路となる主要地方道豊田安城線をはじめとした幹線道路整備を促進します。
- ② 一・二級市道をはじめとした幹線市道の整備を進めます。

(2) 公共交通網の充実

- ① あんくるバスのダイヤ改善などを行い、生活に密着した地域交通サービスの利用拡大を図ります。
- ② 過度な自動車利用から公共交通機関や自転車利用への転換を図るため、モビリティマネジメントを実施します。
- ③ 新交通システムのあり方を研究します。

(3) 安全、安心、快適な道路交通環境の実現

- ① 交差点改良などの整備を進め、道路の円滑な通行を促します。
- ② 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に従って安全で快適な自転車走行空間の整備を行い、自転車ネットワークの拡大を図ります。
- ③ 橋梁など道路施設の長寿命化を図ります。

(4) リニア中央新幹線開業に向けた交通環境の充実

- ① リニア開業を見据え JR 三河安城駅の役割や機能の見直しを検討します。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
公共交通機関に対する満足度	高齢者などの社会参加や日常生活における利便性の向上が図られます。	49.4%	58%
都市計画道路整備率	地域相互の連携拡大、渋滞緩和、生活道路流入抑制、広域交通の促進、経済活動の活性化につながります。	81.4% (2014 年度)	85.4%
公共交通機関利用率	公共交通機関の利用者が増えることで、低炭素社会の実現に貢献でき、交流が活発になります。	9.7% (2011 年度)	11%

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

第三次安城市都市計画マスタープラン
 安城市総合交通計画
 安城市地域公共交通網形成計画
 第2次エコサイクルシティ計画

7 農業



施策が目指す姿

安全・安心な食料が安定的に供給されるよう農地や農業用施設の整備並びに保全を図るとともに、効率的かつ安定的に経営できる農業経営者を育成することにより、農業の持続的発展を目指します。

地産地消や食育の推進、農との触れ合いにより、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健やかな生活を送ることを目指します。

現状と課題

現状

- ◆ 地球温暖化により、米をはじめとする農作物の品質低下や生育不良など農作物生産への影響が出ています。
- ◆ 平成 26 年度（2014 年度）より、担い手などへの農地の集積と集約化を図る農地中間管理事業が開始されています。
- ◆ 平成 27 年度（2015 年度）より、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、農地の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面的機能を支える共同活動への支援が開始されています。

課題

- ◆ 施設の老朽化や農業経営形態の変化に伴い、施設の更新及びほ場の大区画化が必要となります。
- ◆ 農業者の高齢化により、特産農作物（果樹）の担い手や栽培面積の減少及び遊休農地の増加が懸念され、その対策が必要となります。
- ◆ 地産地消や食育を一層推進するため、情報発信などに取り組む必要があります。
- ◆ 農地の集積と水路や農道などの管理に係る負担軽減への対策が必要となります。
- ◆ 農業の持続的発展には、市民が身近に農を感じられるように、農との触れ合いを促進し、農業への理解を高めていく必要があります。
- ◆ 地球温暖化などの気候変動による農作物などの生産量や品質の低下を軽減するため、適応技術や対応品種の研究開発、品種や品目の転換、適応技術の普及などの推進が必要となります。

産直市（マルシェ）



田んぼアート（田植え）



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) 農地流動化及び担い手育成の推進

- ① 農地中間管理事業による農地集積制度を推進し、農地の流動化を促すとともに経営基盤の強化を図り、地域の中心的な担い手を育成します。
- ② 畑及び樹園地の賃借を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに果樹生産などの振興を図ります。

(2) 基盤整備の実施及び地域活動による農地などの持つ多面的機能の維持

- ① 農業用施設の更新やほ場の大区画化を行うとともに、農地などの多面的機能を維持する地域活動を支援することにより、生産性の向上及び担い手の負担軽減を図ります。

(3) 地域の特性を生かした多様な農業支援

- ① 特産物の維持・振興、ブランド化の推進、低コスト・環境配慮農業の推進、6次産業化の取組支援やICT（情報通信技術）を活用したスマート農業の推進などを行い、農業の持続的な発展を図ります。

(4) 地産地消及び食育の推進

- ① 地元農産物及びその加工品について、産直市（マルシェ）などのPRにより地産地消及び食育を推進し、フードマイレージの軽減、農産物の消費拡大及び市民の健康生活の充実を図ります。

(5) 農とのふれあい

- ① 市民農園や農業体験イベントなどを通じて、「農」のある暮らしを普及・促進することにより、農業の持続的な発展と優良農地の保全を図ります。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
農地の利用権などの 設定率	地域の担い手に農地集約が促進されることにより、農業経営が効率的かつ安定的になり、所得の増加が見込まれます。	52% (2014 年度)	66%
地元農産物を意識して 購入する人の割合	地産地消及び食育が推進されています。	21.9% (2014 年度)	26%

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

第2次安城市食料・農業・交流基本計画
 第3次安城市食育推進計画
 安城農業振興地域整備計画
 安城市都市農業振興ビジョン

8 商工業



施策が目指す姿

ものづくり産業の高度化と新規産業の創出、魅力ある商業集積の形成など、商工業バランスのとれた発展を図ることにより、市内経済の活性化と豊かで潤いのある市民生活の実現を目指します。

現状と課題

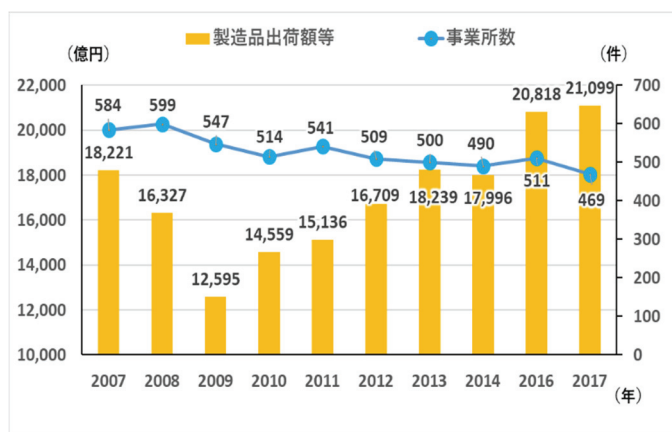
現状

- ◆ 平成 16 年（2004 年）から 10 年間の本社転入転出企業数の推移は、転出企業が超過しています。
- ◆ 製造品出荷額等については、リーマンショック前を上回り増加傾向にあります。一方、事業所数については、引き続き減少傾向にあります。
- ◆ 中小小売業・サービス業では、後継者不足などによる廃業により、商業集積の規模が縮小しています。
- ◆ 市内商業の状況では、商店数や従業者数が減少傾向にあります。

課題

- ◆ ものづくり産業の振興には、中小企業の経営基盤と競争力の強化が必要です。
- ◆ 既存企業の流出抑制には、事業所の拡張に対応可能な新たな工業用地の確保が必要です。
- ◆ 人口減少・少子高齢社会に備え、女性・高齢者など多様な働き手の参画を促す雇用機会創出及び労働力の安定確保が必要です。
- ◆ 高齢者などが身近に買物できる環境整備が必要です。

工業の年次推移



(出典)工業統計調査(2015 年は調査実施なし)

安城まちなかホコ天きーぼー市



施策の方針

健康

環境

経済

きずな

こども

(1) ものづくり産業の振興

- ① 新製品や新技術の開発、販路拡大など、競争力強化に向けた新たな事業展開を支援します。
- ② 中小企業コーディネーター制度や安城ビジネスコンシェルジュを中心に相談体制や補助制度の活用を促すとともに、社会情勢に応じた速やかな対策を実施することで、がんばる中小企業を支援します。
- ③ ものづくりセミナーを実施し、ものづくり産業を支える人材を育成します。
- ④ 既存企業の流出抑制を図るため、事業所の拡張に対応可能な工業用地の確保について検討するとともに、各企業自身において用地取得が可能となるような環境の整備について検討します。

(2) 商業の振興

- ① 商店街振興組合が行う販売力向上のための事業や施設整備などを支援します。
- ② 融資制度、補助制度の利用を促進するとともに、安城ビジネスコンシェルジュによる経営支援を行います。また、関係機関と共に経営基盤の強化、合理化などを支援します。
- ③ 空き店舗の有効活用や中心市街地で定期的に行われている「安城まちなかホコ天きーぼー市」のような、各商店街の賑わい創出につながるソフト事業の拡充のため、4つの主要駅周辺の状況や特性に応じた支援制度の構築と商店街振興組合、町内会、市民団体などとの連携・協働を図ります。
- ④ 消費税の増税時など、経済状況の悪化が懸念される場合には、プレミアム商品券事業などの経済対策の実施を検討します。

(3) 雇用・就労支援

- ① ワークライフバランスの推進などにより勤労者の就業環境の向上を図り、また、子育て世代の再就職を支援します。
- ② 企業誘致、創業支援により雇用を拡大し、就業機会の増大に努めます。

(4) 創業支援の推進

- ① 安城ビジネスコンシェルジュ、安城商工会議所及び金融機関が相互に連携し、創業支援を行います。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
都市計画法における 地区計画（工業団地） の面積	新たな工業用地を確保することにより、既存企業の流出抑止と新産業の誘致が実現します。	49.8ha (2014 年度)	69.8ha
中心市街地歩行者 通行量（平日）	商店街振興組合などの活動に対して支援することにより、商業集積が進みます。	3,366 人 (2014 年度)	4,100 人
創業者数（単年度）	創業支援の体制及び施設を整備することにより、新たな起業が創出されます。	81 人 (2013 年度)	190 人

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

安城農業振興地域整備計画

第三次安城市都市計画マスタープラン

9 観光



施策が目指す姿

観光資源を最大限活用し、本市の魅力を向上させるとともに、四季折々の観光情報を発信することにより観光入込客数の増加を目指します。

現状と課題

現状

- ◆ 中心市街地では土地区画整理事業が行われており、安城七夕まつりを取り巻く環境が変化しています。
- ◆ デンパークは平成9年（1997年）に開園し、近年では、年間50万人を超える人が訪れています。
- ◆ 平成27年（2015年）3月に本證寺境内（野寺町）が、国史跡の指定を受け、歴史資源としての価値が高まっています。

課題

- ◆ 安城七夕まつりの魅力を高めるため、引き続き中心市街地拠点施設「アンフォーレ」を有効的に活用するとともに、土地区画整理事業や都市拠点の整備に合わせ、まつりの運営の改善が必要です。
- ◆ デンパークでは、施設の老朽化による修繕が増加しています。また、雨天時でも楽しめる施設の充実や子どもが楽しめる遊具の充実が必要です。
- ◆ 本證寺などの歴史資源を有効に活用する必要があります。
- ◆ 外国人に対応した観光情報の発信が必要です。

デンパーク



安城七夕まつり



施策の方針

(1) 観光資源の活用

- ① デンパーク、丈山苑などの観光施設をはじめ、国指定史跡の本證寺などの歴史資源や新美南吉、安城芸妓などあらゆる観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の創出に努めます。
- ② 市民や市外からの観光客に、安城市の魅力を詳しく知っていただけるよう、観光資源を周回できる多様な観光モデルコースを設定します。

(2) 観光資源の充実

- ① 安城七夕まつりは、ステージ出演者、出店者などまつりに関わる市民との協働により、コンセプトの「願いごと、日本一。」や写真映えするような見どころなど、まつりの魅力を国内外に広く発信します。
- ② デンパークは、子どもから大人まで幅広い世代が、雨天時においても、満足して楽しめる魅力的な施設となるようリニューアルします。
- ③ 特産品などを活用した新たな商品開発を支援します。

(3) 観光情報の発信

- ① ウェブサイトやSNSの活用により、観光情報の効果的な発信に努めます。
- ② 地域の魅力を地域の人々が伝える、ガイドボランティア活動を支援します。
- ③ 近隣市町と連携し、広域的な観光を推進するとともに、外国人に対応した観光情報の発信に努めます。

成果指標

指 標	説 明	策定時の値 (2015 年度)	目標値 (2023 年度)
観光施設やイベントにおける観光入込客数 (単年度)	観光資源の活用、情報発信を行うことにより、観光入込客数が増加します。	227 万人 (2014 年度)	300 万人

●関連する施策、事業が掲載されている個別計画

南吉まちづくり指針
南吉まちづくりガイドライン
本證寺境内地保存活用基本計画
桜井古墳群保存管理計画

<参考> インバウンド観光

インバウンドとは、外国人が訪れてくる旅行のこと。

インバウンド消費を更に拡大し、その効果を全国津々浦々に届けるため、平成 29 年（2017 年）3 月に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、世界が訪れたくなる「観光先進国・日本」への飛躍を目指す。

出典 国土交通省資料

観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。	
名 称	観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を図るものとする。観光基本法(昭和38年)を改正。
前 文	少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。
目 的	観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。
基 本 理 念	観光立国の実現を進める上で、 ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性 ②国民の観光旅行の促進の重要性 ③国際的視点に立つことの重要性 ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定
関係者の責務等	①国の責務 観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。 ②地方公共団体の責務 地域の特色を活かした施策を策定し実施。また、広域的な連携協力を図る。 ③住民の責務 観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う。 ④観光事業者の責務 観光立国の実現に主体的な取り組みを努める。
「観光立国推進基本計画」の作成	①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針 ②観光立国の実現に関する目標 ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 ④その他、必要な事項を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。 (国土交通大臣がとりまとめを担当)